平成２６年（フ）第５５５７号
大阪府東大阪市中石切町１丁目６番15号、前住所大阪府東大阪市善根寺町１丁目３番58号
破産者　後藤　尋司
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目２番９号、前住所大阪市阿倍野区共立通１丁目９番５号
破産者　吉村　直樹
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番33―1008号、開始決定時奈良県生駒市小明町1861番地60
破産者　平川　順一
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５１号
大阪市住之江区北島１丁目11番10―106号
破産者　鈴木　雅明
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７５号
大阪府大東市三箇１丁目19番11号、前住所大阪市旭区新森１丁目７番１―210号
破産者　岩城　俊夫
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８１号
大阪府大東市北条７－１－７、住民票上の住所大阪府大東市野崎２丁目３番11号
破産者　花と緑のアトリエＭＩＫＩこと　吉田　幹雄
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８８号
大阪府寝屋川市池田中町29番15―204号
破産者　髙安　正三
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８９号
静岡県焼津市相川644―４　シャンドフルール206、開始決定時大阪市城東区成育５丁目３番32号
破産者　水永　敏和
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３０２号
大阪市西成区南津守４丁目１番22号　スターマンション115・508号、住民票上の住所兵庫県三田市すずかけ台３丁目４番地２　１番館413号
破産者　石川　雄一
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４９号
大阪府高槻市辻子２丁目４番19号
破産者　石井　隆之
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５５号
大阪府門真市新橋町20番２－３号
破産者　梶丸　政治
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０２号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1150号
破産者　鵜瀬　光一
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３３号
大阪府吹田市穂波町９番17号、前住所大阪市淀川区東三国５丁目８番７号
破産者　美材大髪こと　岡田圖志男
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁14番12号
破産者　髙濱　豪紀
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４４２号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁14番12号
破産者　髙濱美沙子
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
堺市堺区山本町１丁20番地２　ソルプラーサ堺1412号、前住所堺市堺区出島町２丁１番21号
破産者　ヴィ・テクノロジーこと　別府　浩一
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
奈良県吉野郡大淀町北野35―10、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字上市2072番地の１
破産者　樫　　治良
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第４３号
高知県幡多郡黒潮町伊田2098番地
破産者　澤田　浩文
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６６８号
北九州市八幡東区前田３丁目11番20―1001号
破産者　吉川　靖博
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部